

中学生向け！出前教室!!

独占禁止法教室の御案内

公正取引委員会の運用している『独占禁止法』は、企業が経済活動を行う上での基本的なルールで、誰もが理解し、遵守しなければならない法律で、『経済憲法』とも言われています。

独占禁止法は、消費者利益の保護もひとつの目的としており、学校で独占禁止法を学ぶタイミングで、独占禁止法の役割について理解を深めてもらうことが重要であると考え、平成14年度から「独占禁止法教室」（出前授業）を実施しています。

中学生向けの授業は、グループワークを基本に、生徒参加型のプログラムで実施しており、市場経済の基礎や競争の意義などを楽しく学べるよう工夫しています。

また、講師は、現役の公正取引委員会の職員なので、生徒の皆さんからの質問・疑問に対し、実体験を基にお答えします。

*平成29・30年度の開催実績 ～中国5県のどこでもお伺いします。～

| | 鳥取県 | 島根県 | 岡山県 | 広島県 | 山口県 |
|-------|-----------|--|------------|--|--|
| H29年度 | | 11/30 美保関中学校 12/1 金城中学校 2/8 本庄中学校 2/19 伯太中学校 | 12/8 真備中学校 | 10/24 広島女学院大学 12/14 豊平中学校 12/21 島根中央高等学校 3/2 大竹中学校 | 10/23 下関市立大学 12/4 福栄中学校 1/30 田万川中学校 |
| H30年度 | 6/12 鳥取大学 | 12/4 金城中学校 12/7 義務教育学校 八束学園 12/10 伯太中学校 1/17 小野中学校 | | 10/29 警固屋中学校 11/28 下関市立大学 11/30 広島女学院大学 12/12 豊平中学校 | 12/11 名陵中学校 12/11 吉見中学校 12/17 福栄中学校 1/17 田万川中学校 |

※平成30年度は、1月末日までの状況です。

- ※ 開催時期に定めはなく、年間を通じて行っております
- ※ 経済分野の履修前の予習としても十分理解できる内容です
- ※ 3年生を基本としておりますが、1、2年生でも理解できる内容となっております
(1年生から3年生、全員を対象に実施した事例もあります。)
- ※ 授業は「1コマ・1クラス単位」を基本としておりますが、2クラス合同や、2コマ連続なども実施しています

講師謝金・交通費等の経費の御負担は、一切必要ありません

【お問い合わせ先】 公正取引委員会事務総局 中国支所 総務課 担当 大下(おおしも), 下宮
TEL:082-228-1501(代表) FAX:082-223-3123

◆ 授業内容・授業風景

基本的な構成は①キーワード説明，②シミュレーションゲーム（市場にける「競争」体験），③模擬立入検査・事情聴取（違法行為に対する公正取引委員会の仕事の紹介）の3部構成となります。

授業では，講師が一方向的に話をするのではなく，生徒の皆さんにも積極的に参加してもらいます。

【① キーワード説明】

公正取引委員会で作成した副教材を使用して，

- ・競争
- ・カルテル
- ・独占禁止法
- ・公正取引委員会

等のキーワードについて，身近な例を挙げながら，簡単に分かりやすく説明します。

（冒頭に説明することで，その後に行うゲームの意味を理解できるようにします。）

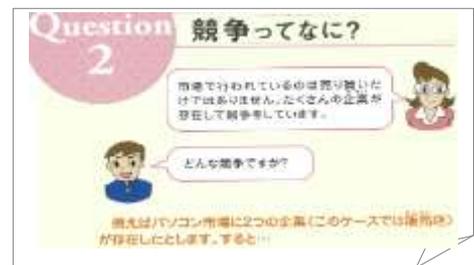


副教材

「わたしたちの暮らしと市場経済」

学習指導要領準拠

（公取委HPでも御覧いただけます。）



【② シミュレーションゲーム】

- ① クラスを4～6くらいの班（1班4名～6名）に分けます。その班ごとに店舗（ハンバーガーショップ）となり，販売するオススメセットを考えてもらいます（ハンバーガー3種類，サイドメニュー3種類，ドリンク3種類から1つずつ選択。）。
- ② オススメセットを自分たちのショップは，いくらで販売するのかを考えてもらいます。それぞれのハンバーガー，サイドメニュー，ドリンクには異なる原価を設定していますので，それぞれの店舗がどのような販売戦略を採るかによって，多種多様なセットができることとなります（原価の安い商品を組み合わせると薄利多売とする，原価の高い商品を組み合わせると相応の値段で売ることによって，高級感を出す等。）。
- ③ 商品構成（商品のセット内容），販売価格による競争を体験し，その後，主たる商品以外のサービスによる競争（市場で選ばれるための工夫）の体験。
消費者から支持されるように創意工夫を凝らした発表が行われます。
- ④ 各班からの発表の後，講師が講評いたします。

それぞれの店舗が独自に「何をいくらで，どんな付加価値を付けて売るか」を考えて「競争」することで，消費者に様々な価格帯の，多様な商品が提供されるという，競争原理のメリットを肌で感じてもらうことができます。



【③ 模擬立入検査・事情聴取（カルテルの締結～違反行為の自白）】

次に、法律違反となる「カルテル」の取りまとめ役に扮した公正取引委員会の職員が、各店舗に「競争」をやめて、「楽をして儲けることはできないか」と、話をもちかけます。

こうして「カルテル」の会合が開かれ、「カルテル」で決まった内容が書かれた書類（証拠物）を各班に配布するとともに、教室に隠します（掃除ロッカー等）。

その後、審査官に扮した公正取引委員会の職員と生徒（1～2名）が、立入検査を行います。【模擬立入検査】

審査官の検査により、証拠物が発見され、事情聴取が始まります。

（生徒さんには検索する「演技」をしてもらい、事情聴取でも簡単な「せりふ」を言ってもらいます）

いくつかの質問などのやり取りをして、カルテルの取りまとめ役が「自白」し、反省の弁を口にする、という流れです。



【まとめ・質疑応答】

授業を振り返って、簡単にキーワードや競争の意義についておさらいし、質問も受け付けます。

また、立入検査で実際に使用している審査官証（警察手帳のようなもの）や調書（模擬）に実際に触れてもらったりしています。

* 時間に応じて、授業に関する内容に留まらず、職員がこれまで経験した事件などに関する体験談や、公正取引委員会に入った理由などを可能な限り、実体験を踏まえて、ざっくばらんにお話します。

これまでいただいた感想

先生から…

- 現役の職員の方が講師ということで、これまでの経験に基づいたナマの話もあり、公正取引委員会、独占禁止法に対する理解を深めることができました。また、「公務員」という職業への興味を持つなど、非常に良い授業をしていただきました。
- 独占禁止法を学習する前だったので、生徒が理解できるのかとの不安もありましたが、シミュレーションゲームやグループ討議などの分かりやすい授業構成で、生徒は楽しく法律の内容を理解できたようです。シミュレーションゲームは、経済分野の全体の学習の導入になり、生徒にとっては良い予習の授業となりました。

生徒さんから…

- 楽しく授業を受けることができました。自分が社会に出て独占禁止法違反をしないように気をつけたいと思います。
- これまで、商品の価格がどのように決まっているのかを考えたことはなかったけど、競争によって、安く良い商品が買えることが理解できた。
- 自由経済が成り立っているのは、独占禁止法があるおかげなんだということがわかりました。
- 今まであった商品がどんどん進化して値段も安くなっている理由が、企業が競争しているからだということがわかりました。



どっきん
（公取マスコット
キャラクター）